

令和8年度 大阪市立苗代小学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の「いじめの定義」の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校でも、どの学級でも起こることである。」という認識のもと、「やる気」をもって「根気」強く「元気」な子どもを育てる教育を実現するためにも、「苗代小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- (1) 「いじめを絶対許さない」「見逃さない」ということを、教職員全体で認識を持ち、共通理解のもと、指導にあたる。
- (2) 早期発見・早期解決のためにも、「いじめ」の態様についての認識を改め、教職員全体で共通理解を図る。
- (3) いじめに関するアンケート（1・2・3学期）および「学校アンケート」（年3回、1・2・3学期）を行い、未然防止・早期発見に努め、いじめを受けたという児童には、くわしく聞き取り調査をして、いじめの解決を日常的に行う。
- (4) 校内の様子について常に教職員間で情報交換を行うとともに、家庭、地域とも連携し、校外の情報収集に努める。

3. いじめの未然防止についての取り組み

《基本姿勢》

いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実、さらには、「いじめはすでにある」という認識を常にもつことの必要性を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

- (1) 学力向上アクションプランをもとに授業改善を行う。
 - ① 保護者や児童へのアンケートをもとに授業改善を行う。
 - ② 授業研究に取り組み、全学年で研究授業を実施する。また、教員全員が公開授業を行い、授業力の向上に努める。

- ③ 長期休業中を中心に、児童の実態に合った研修を実施し、資質の向上を図る。
- ④ ユニバーサルデザイン教育を進め、焦点化・視覚化・共有化の工夫に努めるとともに、協働的な学習を取り入れることで「どの子どもも分かる授業づくり」を目指し、達成感を持たせた教育活動を展開していく。
- ⑤ 毎年5月初頃に「いじめ・いのちについて考える日」の設定をし、朝会で校長より指導講話をうけ、その後学級の実態に応じて、「道徳」の授業実践及び学級指導をし、いじめについて考えることを通して、未然防止の取り組みをする。また、いじめに対する掲示物を学級で常掲し、注意喚起をしていく。

(2) 児童会活動やキャリア教育に計画的に取り組み、自己有用感・効力感を高める。

- ① 委員会活動を通して、身のまわりの仕事や環境に関心をもち、自分のよさを活かそうとする態度を育てる。
- ② ペア学年による異年齢交流を深めることで、協力し合うことの大切さや相手を思いやる態度を育てる。
- ③ 児童会活動を通して自分の周りの人に関心をもち、自分のすべき役割を自覚し、積極的に活動に取り組もうとする態度を養う。
- ④ 人権教育・キャリア教育に取り組む中で、夢や希望を持ち、相手も大切、さらには自分をも大切に思い、社会の一員として周りの人たちの役に立つ人間になろうと思う心を育てる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは絶対に許されないもの」という雰囲気を学校全体に広める。
- ② 人権教育年間計画を作成し、計画に基づいて実践を行う。
 - ・いじめを絶対に許さない気持ちを育てる。
 - ・命の大切さや相手を思いやることの大切さに気づく。
 - ・「傍観者」もいじめに加担していることに気づく。
 - ・情報モラルに関する意識を高める。
 - ・道徳全体計画・指導計画に基づいて、意図的・計画的な道徳の授業を行う。(いじめの3重構造を児童に理解させる指導を年2回行う。)

4. いじめの早期発見についての取り組み

《基本姿勢》

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、小さなことであっても、「いじめ」ではないかと疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 学習者端末による児童の心の天気の入力について、担任や教務で毎日確認し、顕著な変化があれば本人に声かけをする。
- ② いじめに関するアンケートや「学校アンケート」の結果を共有し、必要に応じて聞き取りや個人面談を行う。(アンケートも学校内で実施するだけでなく、家庭で書いてから提出したり、郵送等の手段を工夫したりする。また、いじめをした○、しない×のように単純に答えるだけでも良しとするなど、あらゆるアンケートの形も考えていく。)
- ② 月に1度生活指導部会を行い、各学年の児童の様子について情報交換をする。
- ③ 職員会議において、児童の情報を共有する時間を設ける。
- ④ 気になる児童に関しては、友だち関係や家での過ごし方など随時聞き取りを行い、家庭訪問を行う。
- ⑤ まわりの児童・保護者等からの情報もつかんで、あらゆる面からとらえるようにする。
- ⑥ 持ち物、服装の変化、表情の変化、学習への取り組み方、遅刻などの状況について常に注意深く見守る。

5. いじめの早期解決についての取り組み

《基本姿勢》

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめの事案があれば、速やかに「校内いじめ対策委員会」を立ち上げる。
- ② 「校内いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組み、教職員全体で共有化する。
- ③ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

《いじめられた児童に対して》

- ・徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除く。
- ・いじめられた児童が信頼できる人（家庭・地域）と連携し、寄り添い、支える体制を整える。
- ・「あなたは悪くない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・心のケアが必要な場合、スクールカウンセラーと連携を図る。
- ・必要に応じて、「南部こども相談センター」や阿倍野区役所保健福祉課（子育て支援）、教育委員会への連絡・報告・相談など外部機関と連携を図る。

《いじめた児童に対して》

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、家庭と連携して、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境を確保する。
- ・いじめた児童の生活背景にも目を向け、対処する。
- ・心のケアが必要な場合、スクールカウンセラーと連携を図る。
- ・必要に応じて、「南部こども相談センター」や阿倍野区役所保健福祉課（子育て支援）、教育委員会などの外部機関と連携を図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内いじめ対策委員会

(構成) 管理職・教務主任・生活指導部長・人権教育担当・当該学年
※事案に応じて、養護教諭等を加える。

- (役割) ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に関わる情報の記録や収集、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合に緊急会議を開き、迅速な情報の共有、関係児童への聞き取り、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

年間計画

【情報交換の場】

- ・生活指導部会（月1回）
- ・職員会議（生活指導全体会）（月1回）
- ・児童理解全体会（年2回）
- ・校内いじめ対策委員会実施報告（随時）

【調査等】

- ・いじめに関するアンケート調査 学期に1回（随時）
- ・学校アンケート調査 年3回（1、2、3学期）

【研修会】

- ・児童理解研修会（５月・２月）
- ・校内人権教育実践交流会（１１月）

（２） 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だよりなどにより情報発信・啓発を行う。
- ② 学校協議会へ提案し、協力体制をつくる。
- ③ 教育委員会との相談および地域諸団体や関連機関への参加要請を行う。

（３） 取り組み内容の検証

- ① 「運営に関する計画」に基づき検証し、PDCAサイクルの活用で改善を図る。
- ② 実施したアンケート結果を分析し、全教職員での共通理解を図り、未然防止の推進・再発防止について改善方法を探る。

7. 重大事案への対処

<基本姿勢>

いじめ防止対策推進法の第 28 条「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合は、その事態（以下「重大事態」という。）に対し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」に基づき対処する。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※相当期間とは、年間30日間もしくは連続して欠席すること。

（１） 教育委員会および関係諸機関と連携する。

- ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

（２） 「いじめ対策委員会」が中核となって、誠意ある対応に努める。

- ・隠蔽せず、誠意ある対応に努め、窓口の一本化を図る。
- ・調査組織を設置し、事実関係の明確化に努める。
- ・被害児童及びその保護者へ適切な情報提供を行う。
- ・教育委員会へ報告し、解決に向けて迅速かつ適切に対応する。
- ・一定の落ち着きが見られた後、学校説明会を開いて保護者に報告する場合もある。

◎いじめ発見の際の流れ

